

○小林委員長 送付6-43、千代田区独自の宿泊税の導入を求める陳情書が新たに当委員会に送付されました。陳情書の写しを確認いただきたいと思います。

陳情の朗読は省略して、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。省略いたします。

本陳情については、執行機関からの情報提供をお願いいたしたいと思います。

○齊藤税務課長 それでは、税務課から、千代田区独自の宿泊税の導入を求める陳情書について情報提供をいたします。

陳情書の背景にあるとおり、東京都が2002年に全国初の宿泊税を導入後、現在まで都道府県レベルでは大阪府と福岡県、市町村レベルでは、京都市、金沢市、北海道倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市が宿泊税を導入しております。

宿泊税の導入をといった陳情でございますが、千代田区を訪れる海外からの旅行者が多いのは指摘のとおりですが、一方、区内には日本を代表する大企業をはじめ多くの企業が本社を構えており、ビジネス目的の出張者も当区に多く来訪しております。そのため、千代田区において、陳情にありますような日々来訪する多くの外国人観光客とビジネスマンを正確に区別し、出張者や日本居住者らの宿泊は免税とするシステムの構築は容易ではないこと。また、現在区内のホテル・旅館等の数は136件ございますが、特別徴収義務者となるこれらのホテル・旅館等宿泊事業者に対し、通常の宿泊対応業務に徴収や減免対応及び納税処理事務を付加させることは周辺区ホテルとの営業面、価格面などの競争力に影響を生じるのではないかと考えております。

また、千代田区の観光地に来訪する外国人旅行者は、これらの区内ホテル・旅館等に宿泊より周辺区、例えば中央区、新宿区、台東区、文京区などのホテル等に宿泊するケースが多く、原因者からの徴税といった面からも課題があると考えております。

さらに、前出の東京都の宿泊税は海外からの旅行者のみを対象としておらず、ホテル・旅館の利用者全てに宿泊税を導入しており、都の制度との違いの整理も必要となっております。陳情にある法定外目的税である千代田区独自の宿泊税を新設することについては、ご説明した様々な課題や制約が多く、特に先行事例と比べて行政区域も狭く、人の出入りや特定が極めて難しい都心千代田区の地勢を鑑みると、制度実施に必要な所管大臣の同意取得も含めて容易な実現は困難であると考えております。

一方で、そうは申しまして、陳情のとおり、区内の観光者が集まる地域ではごみのポイ捨て、路上喫煙など、様々な問題が発生していることも事実でございます。所管としましては、区や他区、他団体の動向を注視しつつ、関係部署と連携して様々手法を検討し課題解決を図っていく所存でございます。

以上になります。

○小林委員長 はい。委員の皆様から執行機関に確認したい事項がございましたら受けます。

○永田委員 区内の宿泊施設の利用を見ていると、やっぱり外国人の観光客が多くて、逆にビジネス利用の方がもう取りづらくなっている、あるいはもう料金が上がって予約もできないという状況に多くはなっていると思います。ちなみに試算というんですかね、して、大体、平均宿泊料は大体1万5,000とか2万とかあたりで試算などはしていますでし

ようか。

○齊藤税務課長 すみません。ちょっと今そちらのほうの情報は試算はしておりません。

○小林委員長 試算はしていない。

○永田委員 ちょっと私が今手元で2万円として3%で1人600円。千代田区の宿泊者数を調べたら8万と書いてあったんで、そうすると4,500万ぐらい、5,000万弱、その程度なんですね。この取組自体はそれなりに一応検討する価値のある内容かなと私自身は思いましたけども、先ほどおっしゃったこともそのとおりだというか、非常に難しい状況、東京都と二重になってしまうということですよ。とはいえ、やっぱりこれでも千代田区はできませんというわけではなくて、もう少し詳しく研究からでいいのでできないかということをちょっと提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○齊藤税務課長 頂いたとおり、今ご説明のとおり、区内のホテル、外国人の宿泊者が大分増えてきているということでご指摘いただきました。確かに費用も高くなっているところもございます。そういった面からすると、そこら辺の研究というのはさらに深めていかなければならないというふうに考えております。また一方で、先ほど説明したように、千代田区のみが宿泊税を取るということは、やはり宿泊税ということで税の分だけ費用を上げる、宿泊費にプラスアルファということですが、ただ単純にそういうふうな形にはなるとは思っておらず、例えば周りの周辺区のすぐ近くの東京駅の反対側とか、そういうところとも競合している中で、競争していく中になると、例えばその分はホテルが我慢してその宿泊税を隣と合わせながらその分は何とか企業努力でやっていくとか、そういうこともあると思います。そういうところも含めて、やはり今後検討するということは引き続きやっていく必要はあるかというご指摘だったので、そのとおりだと思っております。

○永田委員 興味深い取組ではあると思いますが、すぐ実施することは非常に難しいということは理解しましたので、今回は、今後、今はできないけども検討はするという形で陳情者にお返しするようなことが、それが全体としてまとめればいいと思いますが、先ほど言ったように、研究は続けるということはそれでよろしいということではないでしょうか。

○印出井地域振興部長 今、永田委員からのご指摘でございます。この陳情にもございますように、特に外国人観光客の増加を背景にした、いわゆるオーバーツーリズム問題ということについては、東京全体、とりわけ千代田区の中でも顕著になっているということでございます。それに対して様々な施策を推進していく上で、いわゆる原因者になっている観光客等から宿泊税等の手段を用いて対応するというのも一つの考え方かなというふうには認識しております。ただ、それに限らずそのほか様々な施策、あるいは財源確保の手法も含めて、もう少し幅広く、全体の中でこういった宿泊税ということもあるんだよということは認識しつつ、課題解決に向けて検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○小林委員長 ほかにありますか、委員の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 いいですか。

それでは、本陳情に関する質疑を終了します。

委員の皆様、意見ありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、取扱いはいかがいたしますか。取扱いはいかがいたしますか。

永田委員。

○永田委員 先ほどと同じようになりませんが、興味深い取組ではありますが、すぐには実施することは難しいということで、今後、宿泊税も含めた対策を進めていくという印出井部長の先ほどの……

○小林委員長 答弁ね。

○永田委員 答弁をもってお返しするというので提案いたします。

○小林委員長 はい。

それでは、ただいま委員のほうから発言があったとおり、本陳情につきましては議事録をもって陳情者にお返しするというのでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、送付6-43、陳情審査を終了し、日程2、陳情審査を終了いたします。